

承認者

令和 年 月 日

審査者

令和 年 月 日

設計者

令和 年 月 日

金抜き

実施 設計書

令和7年度 西川浄水場  
発生汚泥運搬・処分業務委託

(委託箇所)

西村山郡西川町大字吉川 地内

山形県企業局

(委託概要)

発生汚泥運搬・処分 4,600 m<sup>3</sup>

(委託期間)

契約締結の日 ~ 令和7年12月19日 まで

(単価適用日)

令和7年3月1日



令和7年度

西川浄水場 発生汚泥運搬・処分業務委託

特記仕様書

山形県企業局村山電気水道事務所

## 第1章 総括事項

### 第1節 委託の概要

山形県企業局村山電気水道事務所西川浄水場から排出される天日乾燥床発生汚泥の運搬（積込みを含まない）及び処分を一括して山形県知事許可業者に委託するものである。

本業務は産業廃棄物の収集運搬及び処分の許可（事業範囲に含まれる）を持つ者が、法に定められた委託基準に従い行うもので、処分にあたっては、再利用を目的とした中間処理を行い、処理後の製品は、建設汚泥のリサイクルに準じて土木資材等としての再生利用を図ること。

### 第2節 一般事項

#### 1 法令等の遵守

業務の施行にあたり、受託者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「土壤汚染対策法」、「労働安全衛生法」等の関係法令を遵守しなければならない。

#### 2 疑義の解釈

(1) この仕様書及び設計図書に疑義が生じた場合は、県企業局側の解釈による。

(2) 仕様書、設計図書に明示されていない事項があるとき、又は内容に相互符合しない事項があるときは、双方協議して決定するものとする。

### 第3節 現場における注意事項

1 作業全般において、場内を汚損もしくは、構造物を損傷することのないよう十分注意すること。

2 汚損もしくは損傷を与えた場合は、受注者の責任において復旧作業を行い、監督職員の確認を得ること。

3 運搬時に一般道路に損害を与えることのないように注意して作業を行い、苦情等のないようにすること。

4 第三者に対し損害等を与えた場合は、受注者の責任において処理するものとするが、損害の大きさにかかわらず、遅滞なく監督職員に報告するものとする。

### 第4節 提出書類

#### 1 一般事項

(1) 受託者は、次項の書類等を提出すること。

(2) 様式、提出先、提出期限、及び部数は次項及び監督職員の指示によること。

(3) これに伴う費用は、受託者の負担とする。

#### 2 品目、様式、提出期限、部数

NO.	品目	提出期限	備考	部数
1	作業責任者指定通知書	契約後7日以内		2
2	各種許可証	契約後7日以内	変更のあった場合は変更届出後7日以内	2
3	施工計画書	契約後速やかに		2
4	作業中写真	業務完了後直ちに	積込、運搬、処分の各工程における状況写真	1
5	業務完了写真	業務完了後直ちに	着工前と完了後を対比し比較できる写真 再利用状況が分かる写真	1
6	業務完了報告書	業務完了後直ちに	搬出数量記録、マニフェスト等	2
7	打合せ議事録	適宜		2
8	その他必要な書類	適宜		2

## 第2章 委託内容

### 第1節 業務内容

#### 1 業務実施時期

本業務は、天日乾燥床毎に汚泥の乾燥状態が含水率85%以下になった状態を確認したうえで搬出の指示をするが、実施時期は天候等により不確定であり変更する場合もあるため、監督職員と十分協議を行い対応すること。

#### 2 運搬及び処分方法

運搬にあたっては、産業廃棄物（汚泥）運搬を自社名で許可された車両により適正に行うこと。

また、受託期間内は100m<sup>3</sup>/日以上汚泥を運搬できるよう自社名で許可された車両を常時確保すること。

汚泥の中間処理にあたっては、許可を受けた方式毎に行うこと。

1) 固定式の場合は、許可を受けた収集運搬車両により浄水場から搬出のうえ、産業廃棄物処理施設にて中間処理を行うこと。

2) 移動式の場合は、許可を受けた移動式産業廃棄物処理施設を浄水場に搬入のうえ、中間処理を行うこと。中間処理後の製品は、直ちに浄水場外に搬出すること。

なお、いずれの場合も汚泥又は中間処理後の製品を浄水場内に仮置き等することなく、天日乾燥床の汚泥掻き取り毎に搬出作業を実施すること。

#### 3 実施上の留意点

処分する汚泥の積込みは、別途契約の天日乾燥床管理業務委託業者が実施するため、搬出日時の調整、搬出する汚泥の量に見合った車両の手配、確保については、関係者間で十分な調整を行うこと。

#### 4 処分数量の確認と報告

・処分数量は次の方法で数量を確定する。

※運搬に使用するダンプトラックの標準容積又はサンプリングした汚泥の単位重量により算定した容積、あるいは処理機械の計量器による容積をもって処分数量を確定する。（双方協議のうえ、数量の計量方法を決定する）

・汚泥搬出の実施毎に数量について報告すること。

・処分実績確認は、マニフェストの合計処分量（小数点以下四捨五入）により行う。

#### 5 再生利用状況の報告

汚泥処分にあたっては、中間処理を行い再生利用した状況について報告すること。

なお、契約期間内に全ての汚泥の再利用状況が確定していない場合は、再利用がなされた時点で、その報告を行わなければならない。

再生利用の報告は、別添様式にて、監督職員に提出すること。（契約期間外においても同じ様式で提出のこと）

#### 6 マニフェスト

山形県村山電気水道事務所は、産業廃棄物の排出事業者として「電子マニフェストシステム」に加入しているため、中間処理事業者が「電子マニフェストシステム」に加入している場合は電子マニフェストによる廃棄物管理を行うこととする。

なお、中間処理業者が電子マニフェストシステムへ加入していない場合は通常の紙マニフェストによる管理とする。

#### 7 委託料の支払い

(1) 業務委託料は、上記により確認した処分数量に、消費税相当額を含まない単価を乗じ、その金額に消費税相当額を加算した額とする。（1円未満の端数が生じる場合は、1円未満を切り捨てる）

#### 8 その他留意点

(1) 天日乾燥床からの汚泥掻き取りは別途契約の「天日乾燥床管理業務委託」により施工するため、関係者間で十分に調整を行うこと。

(2) 既設備の損傷には、十分に気を付けること。特に、汚泥搬出作業時や大型車両の搬入時に路面へ損傷を与えないよう、必要に応じて養生等を行うこと。運搬時についても一般道路等に損害を与えないよう留意すること。

(3) 浄水場構内外での作業にあたっては、作業箇所以外に汚泥の飛散等が無いように留意するとともに、必要な措置を講ずること。

(4) 請負者は、作業期間中、交通及び施設管理上支障とならないよう現場管理を行うと共に、機

械、資材等を仮置きする場合は、指定場所に整理のうえ保管すること。

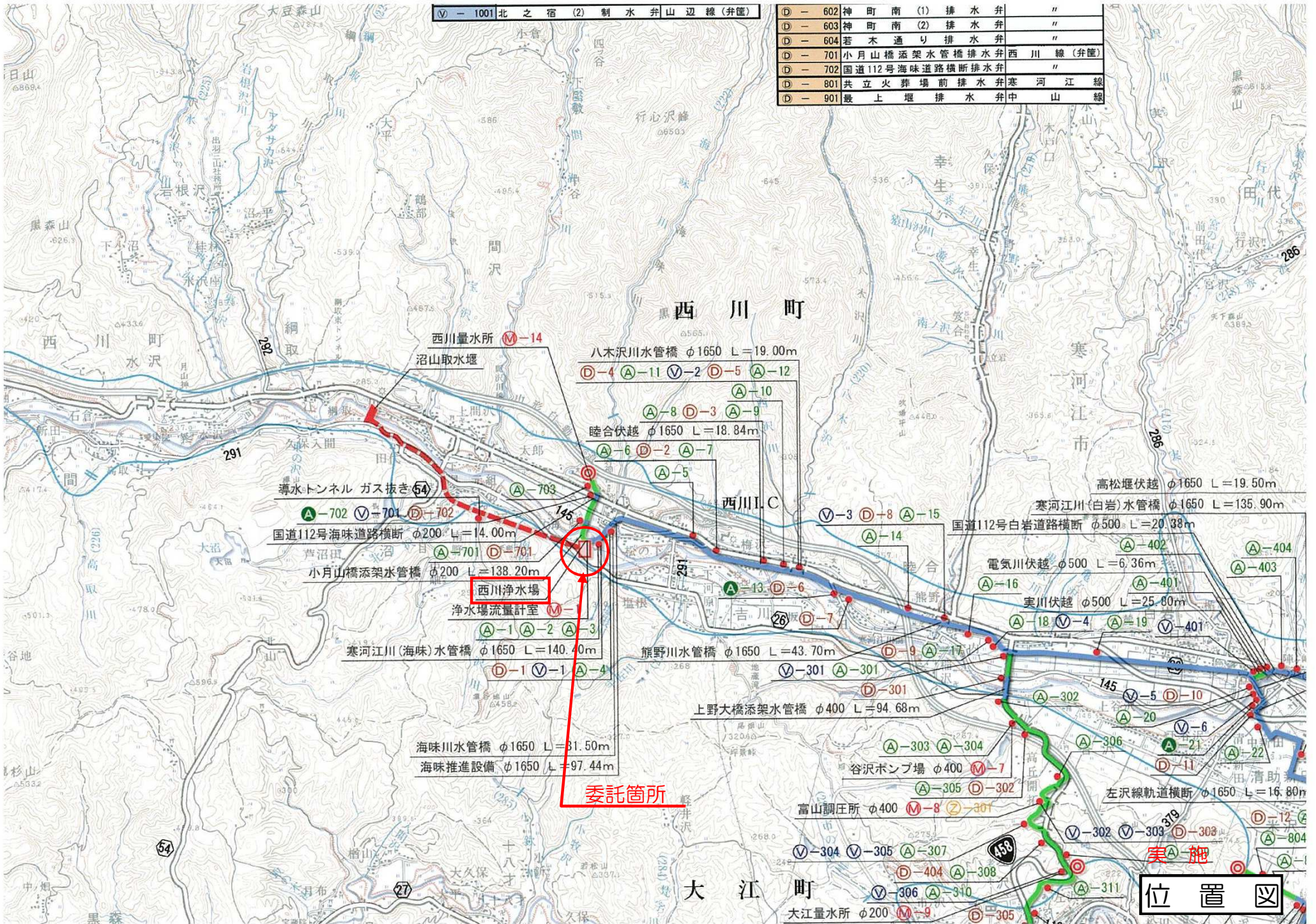
(5) 受託者が第三者に対して損害等を与えた場合は、受託者の責任において処理するものとし、状況を遅滞なく監督職員に報告すること。

(6) 本仕様書、業務委託契約書に定めのない項目は、発注者及び受注者が協議のうえ決定するものとする。

(7) 社会的要因により、発生汚泥の処理の際放射性物質の濃度測定が必要が発生した場合、受注者より発注者に測定協議を行うこと。

なお、協議により放射性物質濃度の測定を実施することになった場合、前述の含水率85%以下と放射性物質濃度の基準値以下であることを発注者が確認の上、受注者に搬出の指示を行うものとする。





▽ - 1001 北之宿 (2) 制水井山辺線 (弁篋)

D - 602	神町南 (1) 排水弁	"
D - 603	神町南 (2) 排水弁	"
D - 604	若木通り排水弁	"
D - 701	小月山橋添架水管橋排水弁	西川線 (弁篋)
D - 702	国道112号海味道路横断排水弁	"
D - 801	共立火葬場前排水弁	寒河江線
D - 901	殿上堰排水弁	中山線

西川量水所 M-14

沼山取水堰

八木沢川水管橋 φ1650 L=19.00m

D-4 A-11 V-2 D-5 A-12

A-8 D-3 A-9

陸合伏越 φ1650 L=18.84m

A-6 D-2 A-7

A-5

導水トンネル ガス抜き 54

A-702 V-701 D-702

国道112号海味道路横断 φ200 L=14.00m

A-701 D-701

小月山橋添架水管橋 φ200 L=138.20m

西川浄水場

浄水場流量計室 M-

A-1 A-2 A-3

寒河江川(海味)水管橋 φ1650 L=140.40m

D-1 V-1 A-4

海味川水管橋 φ1650 L=31.50m

海味推進設備 φ1650 L=97.44m

委託箇所

高松堰伏越 φ1650 L=19.50m

寒河江川(白岩)水管橋 φ1650 L=135.90m

国道112号白岩道路横断 φ500 L=20.38m

A-402 A-404

電気川伏越 φ500 L=6.36m

A-401 A-403

実川伏越 φ500 L=25.80m

A-18 V-4 A-19 V-401

熊野川水管橋 φ1650 L=43.70m

D-9 A-17

上野大橋添架水管橋 φ400 L=94.68m

V-301 A-301

A-302

A-303 A-304

谷沢ポンプ場 φ400 M-7

A-305 D-302

富山調圧所 φ400 M-8 Z-301

V-304 V-305 A-307

D-404 A-308

V-306 A-310

大江量水所 φ200 M-9

D-305

左沢線軌道横断 φ1650 L=16.80m

V-302 V-303 D-303

A-804

位置図